

防衛装備庁(地方調達)本庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 竹田 義博

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、別添の契約希望申請書により申し込みに必要な書類を添付して、支出負担行為担当官防衛装備庁長官官房会計官付経理室長あてにご提出ください。

- ア 航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2又は武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が一者に限られる航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が一者に限られるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が一者に限られる防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務(研究試作を除く。)を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が一者に限られるもの(開発に係る試作請負業務(研究試作を除く。)において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。)
- オ 複数の構成部品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合(当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成部品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。)で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 研究開発に係る試作請負業務に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が一者に限られる場合
- キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できる者が一者に限られ、防衛省所有資料や一般に公開されている資料等だけでは調達できないもの

添付書 対象契約一覧表
契約希望申請書

新規参入の申し込みに必要となる提出資料

- 1 資格審査結果通知書(写し)
- 2 法的資格等の証明書
- 3 技術的要件を満たしていることを証明する資料
- 4 体制等を証明する資料
- 5 下請(予定)企画一覧表(上記2～4項を満たしていること。)

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による理由	一覧表へ の掲載日	新規参入の申し込みに 必要となる要件	提出先 (問合せ先)
02 - 1	軽量化機体構造の性能確認 試験のうち環境試験役務	カ	R2.2.5	軽量化機体構造(その1)及び(その2)の研究試作契約で の成果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を 有すること。	防衛装備庁 長官官房会計官付 経理室契約係 03-3268-3111 内線35863～35865
02 - 2	推力偏向ノズルの形態管理 作業	カ	R2.2.5	推力偏向ノズルの研究試作契約での成果を継承し、当該調 達に必要な技術又は設備等を有すること。	
02 - 3	可変深度ソーナーシステム (バイ/マルチスタティック用) の形態管理	カ	R2.2.14	可変深度ソーナーシステム(バイ/マルチスタティック用) (その1)及び(その2)の試作契約での成果を継承し、当該 調達に必要な技術又は設備等を有すること。	
02 - 4	将来中距離空対空誘導弾の 性能確認試験の COMPAT/HWIL(2)試験及び 母機適合性確認(地上)役務	カ	R2.3.17	将来中距離空対空誘導弾(その2)の研究試作での成果を 継承し、試作した誘導装置Ⅱ型及びダミーシーカに関する 専門的知識を有すること。	
02 - 5	水中圧力計測用供試品部品	ア	R2.6.10	水中圧力計測用供試品部品の製造に必要な武器等製 造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業 省大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあるこ と。	
02 - 6	圧力計測用供試品	ア	R2.6.10	圧力計測用供試品の製造に必要な武器等製造法(昭和 28年法律第145号)第3条に規定する経済産業省大臣の 許可を受けていること又は受ける見込みがあること。	

02 - 7	ミリ波射撃管制レーダの形態管理	カ	R2.6.17	ミリ波射撃管制レーダの試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有すること。	防衛装備庁 長官官房会計官付 経理室契約係 03-3268-3111 内線35863～35865
02 - 8	短波帯表面波レーダ補用品の製造	カ	R2.6.17	短波帯表面波レーダの研究試作および短波帯表面波レーダ(その2)の研究試作における試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は知識等を有すること。	
02 - 9	将来水陸両用技術の海上高速航行能力向上技術の研究試作に係る形態管理	カ	R2.6.26	将来水陸両用技術の研究試作(海上高速航行能力向上技術)(その1)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有すること。	
02 - 10	次期機上電波測定装置／機上電波測定装置に関するフォローアップ	カ	R2.7.10	次期機上電波測定装置の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有すること。	
02 - 11	次期装輪装甲車(耐爆技術)の研究試作の予備品	カ	R2.7.28	次期装輪装甲車(耐爆技術)の研究試作の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有すること。	
02 - 12	将来水陸両用技術の性能確認試験(斜波中試験)の試験等役務作業	カ	R2.9.1	将来水陸両用技術の研究試作(海上高速航行能力向上技術)(その1)及び(その2)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有すること。	

02 - 13	戦闘機用統合火器管制システムのデータリンク総合試験の試験作業	カ	R2.9.9	戦闘機用統合火器管制システムの試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有すること。	防衛装備庁 長官官房会計官付 経理室契約係 03-3268-3111 内線35863～35865
02 - 14	C-2の全機疲労強度試験形態管理	カ	R2.10.5	次期固定翼哨戒機・次期輸送機の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有すること。	
02 - 15	台船の仮装備作業	ア	R2.10.21	新艦対空誘導弾の発射装置の製造に必要となる武器等製造法(昭和28年法律第145号)第3条に規定する経済産業省大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	
02 - 16	水際障害処理装置(地雷原処理装置)補用品	カ	R2.12.1	水際障害処理装置(地雷原処理装置)の試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有すること。	
02 - 17	高高度迎撃用飛しょう体技術の性能確認試験に係るシミュレーション役務	カ	R2.12.18	高高度迎撃用飛しょう体技術の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又は設備等を有すること。	